―教育委員会関係―

佐藤正幸委員：いわゆる教員採用試験の結果についての報告ありましたので、お聞きしたいのは新卒者の割合なんですね。できれば過去５年間の合格者に占める新卒者の割合はどうなっているのか。あわせて、公表できるなら合格者に占める20代、30代、40代の割合がどうなっているのかということを、まず最初にお尋ねしておきたいとおもいます。

木下公司教育長：新卒者の割合でございますけれども、平成24年度、5年前、これが28％でございました。今回28年度でございますけれども、42％ということで増加傾向にあるということです。

あと合格者に占める年代ごとの割合ということでございますけれども、これは過去5年間の平均ですが、20代が82.5％、30代が15.4％、40代が2.1％、こういう結果です。

佐藤正幸委員：私、これなぜお聞きしたかと言うと、やはり臨時教員の皆さんから声がありまして、いままでずっと臨時教員として頑張って、中には例えばクラスの担任もっていたという方もおられると思うんですね。この委員会でも私質問しましたけど。正規の教員になりたいということで何度も受験に挑戦しているんだけれども、今回もだめだったという声が上がっているんですよね。お聞きすると現場では30代、40代の教員が少なくて、経験を積んでいる臨時教員の採用もぜひ重視してほしいと、こういう声もあるわけですよね。さっき聞いたらやはり20代が非常に多いと。新卒で45％、これ自体はそういうことなんでしょうけれども、今度も採用方針として臨時教員の方の採用、特に30代、40代のベテランも含めてこういう声にしっかり応えてほしいというふうに思うんですけれども、その辺の今後の採用方針といいますか、そこもあわせてお尋ねしたいと思います。

木下公司教育長：教員委員会といたしましては、新卒者であれ講師経験者であれ、公平・平等に先行すると言うのが基本ということでございまして、地方公務員法でも選考、採用においては講師経験をもって優先することはできないということになっているということです。しかしながら、講師として実績を積んできた方々であれば、採用試験において評価の半分程度は面接試験、要するに個人の面談と模擬授業というところで評価されるということになっております。講師経験によって蓄えられた力量を十分に発揮していただければ新卒者よりも、よりよい成績を納めることができる、そういうシステムにはなっているんじゃないかというふうに考えているところです。

佐藤正幸委員：そういう現場の声にぜひ応えられるように努力していただきたいとおもいます。

　　　次に、先月、時間切れで質問できなかった子どもの貧困に関してのスクールソーシャルワーカーについてなんですけど、これも現場の教員の方にお聞きしますと、子どもの貧困は学校に行くと不登校とか、荒れとかということになってあれわれて、それに対して学校では一応相談室というものが設けられているというふうにお聞きはしたんですけど、ただ、先生も多忙ですから、その背景にある家庭の問題にまでは中々踏み込んだ対応ができないという声がありました。

　　　我が党としても、学校にはスクールソーシャルワーカー、子どもの権利を保障するための福祉系の専門科というんですか、そういった方を配置してそうした背景にまで踏み込んで対応していく。国の予算だと一応全国の小中学校には2,200人、今年配置。高校にもスーパーバイザーというんでしょうか、私まだ不勉強ですが、47人配置という予算も組まれていたというふうにお聞きをしてます。

　　　県内の状況がどうかということなんですけど、9月の議会では健康福祉部長の方が政策パッケージとして国は年末に向けて検討されるという答弁しましたので、今後県内ではこうしたスクールソーシャルワーカーの配置がどんなふうになる予定か、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

木下公司教育長：県では18名、スクールソーシャルワーカーですけれども設置しておりまして、小学校で11校、中学校で39校、高校で13校、計63校に派遣しておるというとこです。いじめ、暴力行為など児童生徒の問題行動等に対して直接的な指導、相談、あるいは教員の家庭訪問に同行しての保護者への支援のほか、さまざまなことをおこなっておるわけです。

今後でございますけれども、国のソーシャルワーカーの配置拡充という方向で財務省と折衝しているんだろうというふうに思います。年末の折衝状況に応じて我々もできれば、充実していきたいというふうに考えているという所です。

佐藤正幸委員：ぜひ充実の方向で、さっきいろいろのあれもありましたけれども、ただどうやら国の方、教員定数の削減などもだいぶバッサリやっている方向も、財務省からあるようですので、そこはぜひ県としても頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、これも学校の先生からお聞きしたのは、組体操について県内はどうなっているかということがありました。小学校の運動会などでいろいろやられているとおもいます。ピラミッドでしょうか、有名なものは。聞いたら10段のものは高さ7メートルくらいになって、一番下の子は200キロの負荷がかかるというような状況があるようで、全国的にも自己が相次いで、文科省も6月に体育活動中の自己防止についての通知を県教委に送付したというふうにもお聞きしました。ただ、全国の事例をきくと一応教師が安全対策をとっても、タワー型というんですか、立ってやるやつ。3段上から転落して頭を切って手術をするというような重傷患者もでているということで、こうした組体操は中止すべきではないか、という声もあると聞いています。

県内では組体操の実施状況とか、あるいはけがをしないような対応がどんなふうにとられているのか、お答えいただければと思います。

木下公司教育長：本県も公立学校での運動会などにおける組体操の実施状況でありますけども、例えばピラミッドでありますけれども、162校で行われておりまして、全体に占める割合は45％ということです、各学校においては、さまざまな安全策というものを講じているというふうに思いますけれども、委員おっしゃる通り、高い段数のピラミッドでは児童生徒への負荷た非常に大きいということでございますので、発達に応じて段数制限などを行っていくのが望ましいのではないかなというふうには思っております。

佐藤正幸委員：ぜひ重大事故が起こらないように対応が必要だと思うんですけど、どうやら聞きますと組体操でも2種類あるんでしょうかね。いわゆるピラミッドみたいな教師がやらせるタイプと、一方でただ子どもたちと教師が共同で創作表現をするもの、グラウンドで花の体系をつくるとか。こちらのほうは、けっこう一人ひとりの力に応じた技の組み合わせとか強制力もないということで、やり遂げた達成感とか、観衆からも自然な拍手も沸くということですので、そういう意味ではぜひ教材研究や安全指導をちゃんと行っていただいて、子どもの安全を確保して事故を絶対に出さないようにというふうにお願いしたいともいます。

　　　これ通告してないんですけど、もしわければなんですけど、何か県内の事故の数みたいなやつというのは、そんなんていうのはわかるんでしょうか。

木下公司教育長：組体操による事故というものは報告されていないということです。

佐藤正幸委員：授業時数の確保について、せっかくの機会ですので。

　　　ともかく小学校忙しいと、先生たちは多忙なことはもちろん、子どもたちにも過度な負担となっているというふうに聞くんですね。恐らく朝、子どもたち、高学年中心にしていわゆる玄関前でのあいさつ運動が始まったり、子どもたちが登校するとまず図書館で本か借りさせるような指導があったりします。朝自習が8時20分から開始され、次に朝の会、そして1限目は8時40分から9時25分まで、その後ようやく休み時間が10分間。ここまでで65分間休む時間はありません。授業時数の確保というのがやっぱり結構子どもたちにも教員にも負担になっているという、そういう認識があるのか、ここ一点だけお尋ねしておきたいとおもいます。

木下公司教育長：小学校の授業時間数でございますけれども、平成23年度から全面実施になっている現行の学習指導要領におきまして、国語、社会、算数、理科、体育ではいままでの　授業時数より約10％増えたということです。週当たりの時間時数でみると、低学年で週2時間、中高学年で週1時間増加しているということです。

　　　このような授業時数の増加については、文科省では、各教科において充実した指導事項の学習をする。あるいは、躓きやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習をする。あるいは、観察・実験やレポート作成など知識・技能を活用する、こういったことに使うということにいたしておるということです。子どもたちの生きる力をより一層育むための時数の増というふうに理解しております。

　　　現行の学習指導要領の全面実施から既に4年が過ぎておるということです。指導方法の工夫改善等が進められております。小学校ではすでに定着しているのではないかというのが我々の考えということです。

佐藤正幸委員：じゃちょっと私、パネルをもってきました。実態をちょっと、これ質問ではないので、学校の先生からきいてことなんですけども。

　　　ともかく忙しいんですよ。まず、普通の日はこちらですよね。さっき言ったように朝自習からはじまって、給食が12時20分から始まると。ところが問題なのは、月1回あるという全校集会のときなんですね。30分。この30分があるためにこれをつじつま合わせようと、給食の時間は12時20分と同じなので、休み時間がぐーっと短く縮小されていくんですよね。全校集会8時20分から始まりますけど、遅れてくる子どもたちもいますわね。朝からハイテンションの子どもたち多くはないと思うんです。そうすると、遅れてくる子どもたちは全校集会(体育館)に入れないと。その後すぐ朝の会が始まって、1限目が終わったら休み時間5分ですよ、学校の先生、5分の休みで次の授業の切り替えなんてできないと。子どもたちもトイレにすら行けないという、そんな状況もあると。2限目が始まって長休み10分、3限4限の間これも休み時間5分ですよ。これが今の学校の実態になっていると。そこをよく掴んでいただいて、もう少し授業時数の確保も柔軟にしていただいて、もうちょっと子どもたちと、れから教員の方々が余裕をもって学校生活が送れるようにぜひ改善してほしいということを要望して、せっかくの機会なので実態だけお伝えしましたので、教育長ぜひよろしくお願い致します。

　　　終わります。